

根 室 振 興 局  
河川減災対策協議会規約  
(案)

平成29年7月 日

北海道根室振興局

## 根室振興局河川減災対策協議会規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、根室振興局河川減災対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、羅臼川水系外8水系（別表1に掲げる水系）における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、国、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第十五条の十に基づき設置するものである。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- （1）洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- （2）円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- （3）地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- （4）その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（組 織）

第4条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。

- （1）構成員
  - ①根室振興局
  - ②釧路開発建設部
  - ③釧路地方気象台
  - ④関係市町村
- （2）オブザーバー
  - ①関係陸上自衛隊
  - ②関係警察方面本部及び警察署
  - ③関係消防本部

2 協議会に幹事会を置く。

（役 員）

第5条 協議会には、次の役員を置く。

- （1）会長 1名 根室振興局長
- （2）副会長 1名 釧路開発建設部長

（会 長）

第6条 会長は協議会を代表し会務を統括し、会長不在のときは副会長が会務を統括する。

（協議会の構成と運営）

第7条 協議会は別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（幹事会の構成と運営）

第8条 幹事会は別表3に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会に幹事長、副幹事長を置き、幹事長は釧路総合振興局副局長（建設管理部担当）兼根室振興局副局長をあて、副幹事長は釧路開発建設部次長（河川・道路）をあてる。
- 3 幹事長は、会長の下にあって幹事会を運営し、会務を処理する。幹事長が不在のときは副幹事長が幹事会を運営し、会務を処理する。
- 4 幹事会は必要に応じ開催し、協議会の目的達成のための事業を推進するものとし、その結果について協議会へ報告する。
- 5 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（会議の公開）

第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第11条 協議会及び幹事会の事務局は、釧路建設管理部事業室地域調整課、治水課、用地管理室維持管理課に置く。

（雑 則）

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は協議会が決定する。

（附 則）

この規約は、平成29年7月 日から施行する。

別表1 根室振興局河川減災対策協議会 水系一覧表

水系名	関係市町村
羅 臼 川	羅臼町
知 西 別 川	羅臼町
春 苅 古 丹 川	羅臼町
植 別 川	標津町、羅臼町
忠 類 川	標津町
標 津 川	中標津町、標津町
春 別 川	別海町、中標津町
西 別 川	別海町
風 蓮 川	根室市、別海町

別表2 根室振興局河川減災対策協議会 協議会一覧表

関係機関	構 成 員
根 室 振 興 局	局 長〔会長〕
釧 路 開 発 建 設 部	部 長〔副会長〕
釧 路 地 方 気 象 台	台 長
根 室 市	市 長
別 海 町	町 長
中 標 津 町	町 長
標 津 町	町 長
羅 臼 町	町 長

(オブザーバー)

陸上自衛隊釧路駐屯地 第二十七普通科連隊本部	連隊長
北海道警察釧路方面本部	警備課長
北海道釧路方面根室警察署	署長
北海道釧路方面中標津警察署	署長
根室市消防本部	消防長
根室北部消防事務組合消防本部	消防長

別表3 根室振興局河川減災対策協議会 幹事会一覧表

関係機関	幹事
根室振興局  釧路開発建設部  釧路地方気象台  根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町	釧路総合振興局副局長（建設管理部担当）兼根室振興局副局長〔幹事長〕 根室振興局 地域創生部 地域政策課主幹（地域行政） 釧路総合振興局 釧路建設管理部 事業室 地域調整課長 治水課長 用地管理室 維持管理課長  次長〔副幹事長〕 治水課長 防災対策官  防災管理官  総務課長 防災交通課長 総務課長 住民生活課長 総務課長

（オブザーバー）

陸上自衛隊釧路駐屯地 第二十七普通科連隊本部	防衛幹部
北海道警察釧路方面本部 北海道釧路方面根室警察署 北海道釧路方面中標津警察署	警備課課長補佐（災害担当） 警備課長 警備課長
根室市消防本部	警防課長
根室北部消防事務組合消防本部	警防課長